

令和 7 年度 門真市第 2 回廃車済公用車売却 一般競争入札実施要領

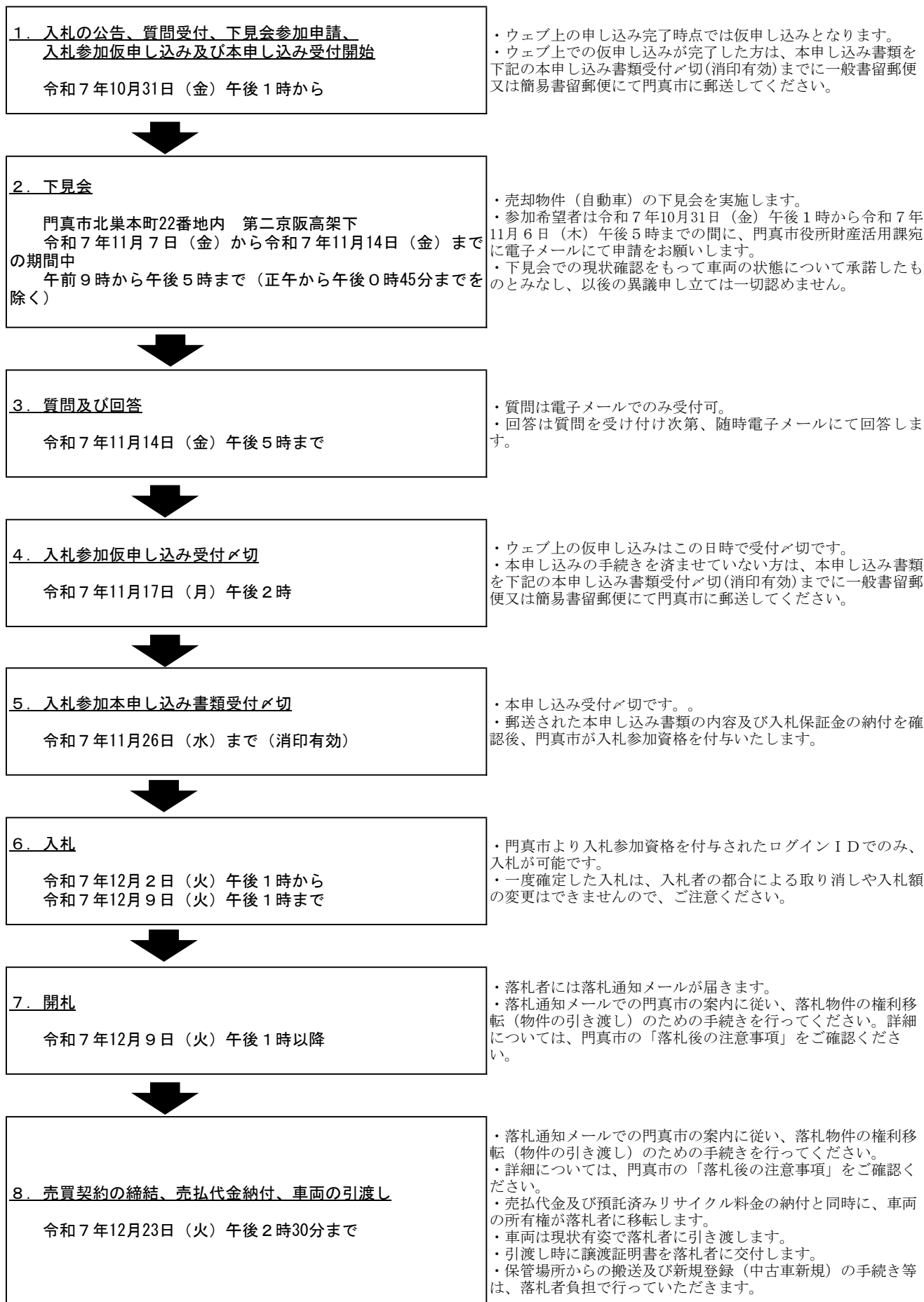
入札の方法は KSI 官公庁オークションでの入札です。

入札受付期間：令和 7 年 12 月 2 日（火）午後 1 時～12 月 9 日（火）午後 1 時

入札に参加を希望される方は、この実施要領をよくお読みいただき、
内容を十分把握した上でご参加ください。

門 真 市 役 所 財 産 活 用 課

一般競争入札（KSI官公庁オークション）のスケジュール



目 次

1	入札の概要	1
2	入札の実施	4
2-1	入札参加資格	5
2-2	下見会	6
2-3	質問及び回答	7
2-4	参加申し込み	7
2-5	入札保証金	10
2-6	入札	11
2-7	売買契約の締結	13
2-8	その他の注意事項	15
3	物件目録	16
4	市有財産売買契約書（案）	18
5	提出書類の様式・記入例	23
	郵送前確認チェックシート	29
	問い合わせ先	巻末

1 入札の概要

廃車済公用車の売払い

門真市の市有財産の売払いについて、下記のとおりK S I 官公庁オークションによる一般競争入札を行いますので、参加を希望する方は、必要書類を本要領に従って提出して下さい。

入札参加にあたり、会員登録していただき、ログインID（メールアドレス）を作成していただく必要があります。

入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度門真市第2回廃車済公用車売却

(2) 売払物件（以下「物件」という）：自動車

以下の各物件は中古品であることを十分ご理解の上、入札に参加してください。

物件の詳細は公有財産売却システムの物件詳細画面でご確認ください。

- ・ 一時登録抹消（一時使用中止）しております。
- ・ 経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があります。
- ・ **バッテリー切れの状態です。本市においては、バッテリーの充電等、駆動できる状態にしておりませんので、物件引き渡し時には、物件の引き取り方法を落札者自身でご検討いただき、落札者の責任で搬出してください。**
- ・ 直近の走行距離は不明（バッテリー切れのため）。登録識別情報等通知書の走行距離計表示値は以下のとおりです。

(1)3,100km(令和5年9月4日)

(2)5,400km(令和5年8月31日)

区分 番号	財産名称	初度登録 年月	走行距離	預託済み リサイクル 料金	予定価格 (最低落札 価格)
	形状・車名				
(1)	普通自動車・特種	平成15年8月	不明	6,690円	99,517円
	消防車・トヨタ				
(2)	普通自動車・特種	平成15年9月	不明	9,260円	144,710円
	消防車・トヨタ				

(3) 引渡場所 門真市北巢本町22番地内 第二京阪高架下

(※ナビ等で検索する場合は、第二京阪高架下北公園としてください。)

(4) 引渡期限 売払代金及び預託済みリサイクル料金の納付確認後、協議します。

(5) その他

予定価格（最低落札価格）には、消費税及び地方消費税が含まれております。

落札価格には、消費税及び地方消費税相当額が含まれているものとします。

落札者は、契約締結時に、売払代金（＝落札価格）の全額に加え、上記の預託済みリサイクル料金を一括で納付してください。

2 入札の実施

2-1 入札参加資格

入札には、個人、法人を問わず参加可能ですが、次に掲げる要件を満たす必要があります。なお、今回の入札では、共同入札はできません。

※ 法人・・・以下(1)から(6)までの要件

※ 個人・・・以下(2)から(4)及び(6)の要件

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続の開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (4) 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者及び門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱第3条第2項の規定による入札参加除外者でない者であること。
- (5) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する禁治産者
- ② 成年被後見人
- ③ 民法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ④ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑦ 破産者で復権を得ない者
- ⑧ 地方自治法施行令第167条の4に該当すると認められる者（各項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ⑨ 日本語を完全に理解できない者
- ⑩ 門真市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

2-2 下見会

物件（自動車）の下見会は、下記(1)の場所で実施します。試乗はできません。

車両の状態については下見会でご確認ください。下見会での現状確認をもって車両の状態について承諾したものとみなします。また、下見会に参加されない場合についても、車両の状態について、承諾しているものとみなし、以後の異議申し立ては一切認めません。

下見会の参加を希望する場合は、下記(2)の受付期間に電子メールにて申込みしてください。下見を希望する日時が他者と重複した場合は、本市にて調整します。

下見が可能な時間は、下記(3)の実施期間中、概ね1時間程度とします。

- (1) 実施場所 門真市北巢本町22番地内 第二京阪高架下

(※ナビ等で検索する場合は、第二京阪高架下北公園としてください。)

(2) 受付期間

令和7年10月31日（金）午後1時から令和7年11月6日（木）午後5時まで

参加する方の氏名（法人の場合は法人名と担当者名）、住所、電話番号及び参加希望日時（第3希望まで）を記載し、門真市役所財産活用課まで電子メールにて申込みしてください。

電子メール送信後、門真市役所財産活用課に、送信した旨の電話連絡をしてください。電話連絡がない場合は、受付できない場合があります。下見する日時が決まりましたら、本市より電子メールにて通知します。

(3) 実施期間

以下の期間中、本市が指定した日時で実施します。

令和7年11月7日（金）から令和7年11月14日（金）まで

午前9時から午後5時の間（正午から午後0時45分までを除く。）

2-3 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年10月31日（金）午後1時から令和7年11月14日（金）午後5時まで

質問は上記期間中、門真市役所財産活用課への電子メールでのみ受け付けます。電子メール送信後、門真市役所財産活用課に、送信した旨の電話連絡をしてください。電話連絡がない場合は、質問に対し回答できない場合があります。

(2) 回答

随時電子メールにて回答します。

(3) 注意点

様式は自由ですが、質問する方の氏名（法人の場合は法人名と担当者名）と電話番号を明記してください。記名等が無いものについてはお答えできません。

※ 電話等、口頭での質問は受け付けません。

2-4 参加申し込み

本入札においては、K S I 官公庁オークションのインターネット公有財産売却システムを利用します。そのため、入札参加にあたり新規会員登録していただき、ログインID（メールアドレス）を登録していただく必要があります。

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人の代表者名でログインIDを取得してください。

(1) 新規会員登録の方法

K S I 官公庁オークションのホームページ中の「ヘルプ」(<https://help.kankochi.jp/knowledge/help001>)でご確認ください。

(2) 参加仮申し込み

令和7年10月31日（金）午後1時から令和7年11月17日（月）午後2時まで

公有財産売却システムの画面上で、住民登録等のされている住所・氏名など（法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者）を、公有財産売却の参加者情報として登録してください。落札後、物件の権利移転（物件の引き渡し）は、参加申し込み時に入力された情報によって行います。

① 入札に参加される方は、ログインIDでログイン後、入札対象物件の物件詳細ページにアクセスしていただき、ページ右側の「参加申し込み」をクリックしてください。

② 画面上で表示される門真市インターネット公有財産売却ガイドラインに同意していただき、その後画面の指示に従って参加者情報を入力してください。

※ 法人代表者本人が参加する場合は、参加者情報の「法人、個人」欄で「法人で申し込み」を選択します。

③ 入札保証金の納付方法はクレジットカードによる方法のみとなっております。詳細は「2-5 入札保証金」で後述します。

参加者情報の入力後「上記の内容に同意のうえ、次のステップへ」をクリックし、カード情報の入力画面でクレジットカード情報を入力します。入力情報を確認後「上記内容に同意のうえ、申し込みを完了する」をクリックします。

※ 法人代表者本人が参加する場合は、代表者名義のクレジットカード情報を入力してください。

④ 仮申し込みの受付完了画面をご確認ください。同じ画面で仮申し込みを本申し込みにするために必要な手続きについてご案内いたします。また、登録されたメールアドレスに受付完了通知のメールが届きます。

(3) 参加申し込み（本申し込み）

ウェブ上の申し込み完了時点では仮申し込みとなります。引き続き必要書類を

本市に提出する手続き（本申し込み）が必要となります。

仮申し込み及び入札保証金納付後、門真市役所ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/soshiki/somu/zaisankatuyou/siseijouhou/1/1/35052.htm>）より「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、以下の②提出書類のうち、該当するものを添付のうえ、本市に一般書留郵便または簡易書留郵便のいずれかで郵送してください。

郵送された書類の内容及び入札保証金の納付を確認後、本市が仮申し込み者に入札参加資格を付与いたします。

郵送受付期間は令和7年10月31日（金）から令和7年11月17日（月）まで（消印有効）とします。

※ 直接持ち込みによる提出は受け付けません。

※ 郵送受付期間以外に郵送された提出書類は、いかなる理由があっても無効とします。

① 郵送先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所財産活用課 宛
--

② 提出書類

共通の書類と、それぞれの場合に必要な書類を併せて提出してください。

※ 提出を要する証明書（コピー可とします。）については、発行後3箇月以内のものに限ります。

<共通>

ア 申込書（様式1）

※ 複数の物件について本申込みを行う場合、**物件ごとに1部ずつ**申込書を提出してください。

※ 法人の場合は、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載してください。

※ 「会員識別番号」とは、公有財産売却システムにログイン後、画面右上の「マイメニュー」で表示される12桁の英数字（英小文字3桁+英大文字3桁+数字6桁）です。

イ 誓約書（様式2）

ウ 印鑑証明書（市町村で発行）

＜仮申し込み者が個人の場合＞

エ 仮申し込み者の住民票抄本（市町村で発行）

※ 本籍地が記載されているものであって、マイナンバーの記載がないもの。

＜仮申し込み者が法人の場合＞

オ 現在事項全部証明書（法務局で発行）

③ 提出方法

※ 詳しくは別紙の「封筒の作成方法」を参考にしてください。

入札参加資格書類郵送用封筒（以下「封筒」という。）の指定の規格は、長形３号（120ミリメートル×235ミリメートル）又は角形２号（240ミリメートル×332ミリメートル）とします。

ア 封筒には、必要提出書類を入れ、糊(のり)付けし、表面には前記①の郵送先を記載の上、「入札参加資格書類在中」と朱書きしてください。裏面には件名、開札日、差出人の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載してください。

イ アの封筒により郵送するものとし、一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法による郵送は原則として受け付けません。

※ 封筒に必要な事項が記載されていない場合又は必要な書類が同封されていない場合は、入札参加資格を付与できません。

※ 「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。郵便物の配達状況は、郵便物の受領書に記載されている引受番号によって、郵便局への電話又は追跡サービスにより確認することができます。

※ 郵送された書類は返却しません。

④ 注意事項

ア 入札者は、本入札に対する他の入札者の代理をすることはできません。

イ 書き損じがあれば、該当箇所に二重線を施し、訂正印（印鑑登録印）を押印のうえ、訂正してください。

ウ 次のいずれかに該当する場合、本市は入札参加資格を付与することができません。

(ア) 必要な全ての書類が郵送受付期間中に郵送されていないとき。

(イ) 提出書類を確認した結果、入札参加資格を有しないと判断したとき。

２－５ 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

- ① 仮申し込み時、入札保証金として、**予定価格（最低落札価格）の100分の10**の金額をクレジットカードで納付してください。

【例】 予定価格（最低落札価格）	入札保証金
10,000円	$\times 10 / 100 = 1,000円$

- ② 使用できるクレジットカードは、VISA、マスター、JCB、ダイナース、アメリカンエクスプレスのみです。

なお、利用可能なクレジットカードは、国内発行のものに限ります。海外発行のクレジットカードの場合はご利用にできませんので、ご注意ください。

(2) 納付された入札保証金の返還について

- ① 参加者が落札した場合、クレジットカードより入札保証金が引き落とされます。
- ② 参加者が落札できなかった場合、クレジットカードから入札保証金は引き落とされません。この場合、クレジットカードのご利用明細への引き落としの記録及び入金記録は行われません。

(3) 入札保証金に関する注事項

- ① 落札者（有効な入札を行った者のうち、入札した金額が、本市があらかじめ定めた予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者をいう。以下同じ。）の入札保証金は、物件の引渡し後、落札者があらかじめ指定した金融機関の口座へ振込により還付します。還付には、引渡し後約4週間前後かかります。
- ② 還付する入札保証金には、利息は付しません。
- ③ 落札者が物件の売買契約を締結しない場合又は本市が落札者の責めに帰すべき事由により契約を締結しなかった場合は、落札者が納付した入札保証金は本市に帰属し、還付されませんのでご注意ください。

2-6 入札

入札とは、公有財産売却システム上で入札価格を登録することをいいます。

この登録は、一度しか行うことができません。

(1) 入札期間

令和7年12月2日（火）午後1時から令和7年12月9日（火）午後1時まで

(2) 入札

本申し込み後、本市より入札参加資格を付与されたログインIDでのみ、入札が可能です。

入札は一度のみ可能です。**一度確定した入札は、入札者の都合による取り消しや入札額の変更はできませんので、ご注意ください。**

① 入札参加資格を付与されたログインIDでログインし、予定価格（最低落札価格）以上の金額を入力してください。1円単位で入力可能です。入力後「確認する」をクリックしてください。

② 入力内容を確認し、間違いなければ「ガイドラインに同意して、入札する」をクリックしてください。入札が確定します。

入札確定前に入札を取り消す場合は、入力内容を確認後「キャンセル」をクリックしてください。物件詳細画面に戻ります。

③ 入札が確定すると「入札完了画面」が表示されます。また、入札した物件詳細画面に入札した金額が表示されます。K S I 官公庁オークションからの自動送信メールにて、入札内容が通知されます。

(3) 入札をなかったものとする取扱い

本市より入札参加資格を付与された者であっても、上記期間中に入札参加資格を有しないことが判明した者が行った入札については、当該入札を取り消しますので、ご注意ください。

(4) 落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入力された入札価格が、本市があらかじめ定めた予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とし、落札者となるべき同価の入札者が2名以上あるときは、直ちにくじ引き（自動抽選）で落札者を決定します。

令和7年12月9日（火）午後1時以降、落札者には落札通知メールが届きます。落札通知メールでの本市の案内に従い、物件の権利移転（物件の引き渡し）のための手続きを行ってください。詳細については、本市の「落札後の注意事項」をご確認ください。

また、上記日時以降、ログインIDで公有財産売却システムにログインし、開札結果を確認できます。入札があった場合「落札価格」「落札者の会員識別番号」「入札件数」が表示されます。

(5) 開札結果の公開

開札結果は、速やかに門真市ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（物件名称、数量、入札金額及び入札者数）をホームページ等で公表しますので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

(6) 開札の中止

災害その他開札の実施が困難となる特別な事情が生じた場合は、開札を中止又は延期することがあります。

2-7 売買契約の締結

(1) 契約の締結

- ① 本市と落札者との売買契約は、**令和7年12月23日（火）までに締結**します。
- ② **売払代金は、落札価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）となります。**
- ③ **落札者は、契約締結と同時に、売払代金の全額及び預託済みリサイクル料金を一括で納付してください。**

納付期限は、令和7年12月23日（火）午後2時30分までとします。

納付の方法は、納付書又は本市が指定する金融機関の口座への振込によるものとします。

金融機関への口座振込の場合は、売払代金の全額及び預託済みリサイクル料金の合計金額を振り込んでください。なお、金融機関への口座振込の際、振込手数料は落札者の負担となります。

- ④ 契約締結の際には、以下アからカの書類が必要となります。書類に押印を要するものについては、落札者の印鑑登録印を押印してください。

ア 落札者の本人確認書面（運転免許証、マイナンバーカード、旅券など）

イ 売買契約書

ウ 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

エ 自動車受領書

オ 委任状（代理人に物件を受領させる場合のみ）

カ 保管依頼書（一定期間、本市で物件の保管を希望する場合のみ）

※ 上記アの本人確認書面とは、本人の写真が添付され、住所及び氏名が記載された身分証明書です。社員証は本人確認書面として認めません。

落札者が法人の場合は、代表者の本人確認書面が必要となります。

※ 上記イ～オにつきましては、落札後、本市から落札者に送付しますので、必要事項を記載し、契約締結の際に提出してください。

※ 上記カについて、本市での保管期限は、落札者が売払代金を全額納付した日から30日以内とします。

天変地異や本市の故意又は過失による場合を除き、保管期限を過ぎても落札者が物件を引き取りに来ない場合、本市は落札者が物件を投棄したものとみなし、保管していた物件を処分いたしますので、ご注意ください。

⑤ 売払代金及び預託済みリサイクル料金の両方につき本市が納付を確認した後に、引渡しが可能となります。引渡し完了後、本市が落札者に譲渡証明書を交付します。

⑥ 引渡し（権利移転）に伴う以下の費用は、落札者の負担となります。

ア 中古車新規登録等の手数料

イ 自動車税環境性能割、自動車税、自動車取得税、自賠責保険料

ウ 引渡しに際し、仮ナンバープレートの取得等が必要な場合、その費用

エ 引渡し後、保管場所からの搬送費用

⑦ 物件の引渡し後、落札者は遅滞なく車両の本市に係する文字やシールを削除してください。文字がシールで貼付されているために、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除してください。削除した証明として、作業前及び作業後の写真を本市に提出してください。

⑧ 落札者は、物件の引渡し後、落札者自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所等に物件（当該車両）を持ち込み、中古新規登録（所有者変更）手続きや輸出届出、解体届出等を行ってください。

⑨ 落札者は、引渡し後30日以内に、前項の手続きにより物件の所有者を本市から変更したことが確認できる書面（自動車検査証、輸出予定届出証明書又は廃車証明書等の写しなど）を提出してください。

⑩ 落札者が物件の売買契約を締結しなかった場合又は落札者が契約締結後に売払代金を完納しなかった場合は、その落札者は、門真市役所財産活用課が実施する次の回の入札に参加することはできませんので、ご注意ください。

(2) 入札保証金の帰属

落札者が物件の売買契約を締結されなかった場合は、落札はその効力を失い、

落札者が納付した入札保証金は本市に帰属し、還付されませんのでご注意ください。

2－8 その他の注意事項

- (1) 物件の所有権は、売払代金及び預託済みリサイクル料金を納付した時点をもって落札者に移転するものとします。引渡し後の物件については、落札者の管理責任となり、本市は一切の責任を負いません。
- (2) 落札後、契約を締結した時点で、物件にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した物件の破損、焼失など本市の責めに帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (3) 物件は、落札者が売払代金を納付した時点の現状有姿（あるがままの状態）で引き渡すものとします。物件内の動産類やごみなどの撤去等は、全て落札者自身で行ってください。
- (4) 落札者は、物件明細に記載した数量その他の事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し又は売払代金の減免等を請求することはできません。
- (5) 落札者は、この契約締結後、引き渡した物件が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (6) 一度引き渡した物件は、いかなる理由があっても返品・交換はできません。

3 物件目録

(1) 普通自動車・特種(1)

車名（メーカー）	トヨタ
初度登録年月	平成15年 8 月
車台番号	RZY22-00005524
型式	GE-RZY220
車体の形状	消防車
乗車定員	6 人
長さ×幅×高さ（c m）	415×169×204
総排気量	1.99リットル
色	赤
有効期間の満了する日	令和 7 年 9 月 9 日
走行距離計表示値(通知書記載分)	3,100km(令和 5 年 9 月 4 日)

(2) 普通自動車・特種(2)

車名（メーカー）	トヨタ
初度登録年月	平成15年 9 月
車台番号	HZJ79-0001455
型式	KG-HZJ79
車体の形状	消防車
乗車定員	7 人
長さ×幅×高さ（c m）	565×180×226
総排気量	4.16リットル
色	赤
自動車検査証有効期間の満了する日	令和 7 年 9 月11日
走行距離計表示値(通知書記載分)	5,400km(令和 5 年 8 月31日)

4 市有財産（自動車）売買契約書（案）

市有財産（自動車）売買契約書

売払人 大阪府門真市（以下「甲」という。）と買受人
（以下「乙」という。）は、令和7年度第2回門真市廃車済公用車売却一般競争入札実施
要領（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売払物件）

第2条 売払物件は、末尾記載「物件の表示」のとおりとする。

（売払代金および預託済みリサイクル料金）

第3条 売払代金は、金 円とする。

2 売払物件にかかる預託済みリサイクル料金は金 円とする。

（支払方法）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、前条第1項及び2項に定める売払代金の全額およ
び預託済みリサイクル料金の全額を、ともに甲が発行する納付書または甲が指定する
金融機関の口座への振込により、一括で甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第5条 契約保証金については、門真市契約に関する規則（昭和39年5月11日規則第7
号）第21条第3号の規定により、納付を免除する。

（所有権の移転等）

第6条 売払物件の所有権は、乙が売払代金および預託済みリサイクル料金を完納した
時に、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定により売払物件の所有権が移転した後、乙の請求に基づき、甲が
準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとし、乙は、当該書類に
つき、甲に受領書を提出するものとする。

（売払物件の引渡し）

第7条 甲は、売払物件の所有権が移転した日から30日以内に両者の定める日に、売払
物件を甲の指定する場所において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は、売払物件につ
き、甲に受領証を提出するものとする。

- 2 乙は、売払物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。
- 3 乙は、引受け後の売払物件につき、遅滞なく売払物件表面の甲に関する文字やシール等を塗りつぶし等により削除し、引受け後30日以内に、削除前および削除後の写真を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、引受け後の売払物件につき、遅滞なく権利移転にかかる手続きを行い、引受け後30日以内に、当該手続きにより所有者を甲から変更したことが確認できる書面（自動車検査証、輸出予定届出証明書または廃車証明書等）の写しを甲に提出しなければならない。
- 5 前4項で定める手続き等に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（引受け遅延の承認）

第8条 乙は、売払物件の引受けについて、天災その他正当な事由により前条第1項で定める期間より遅延するおそれがあるときは、直ちに甲にその事由を書面にて通し、甲の書面による延期の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定によらず、乙が本契約締結後、前条第1項で定める期間を過ぎても売払物件の引受けを実施しなかった場合、甲は乙が売払物件を投棄したものとみなし、売払物件を処分するものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、第6条の規定により売払物件の所有権が乙に移転した時から、甲から乙への売払物件の引渡しまでの間に、売払物件が天変地異その他甲乙いずれの責にも帰することのできない事由により滅失またはき損した場合は、売払代金の減免を請求することができないものとする。

（契約不適合責任）

第10条 乙は、本契約締結後、売払物件が種類、品質または数量等に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることできないものとする。

（入札保証金の帰属）

第11条 甲は、次条第1項で定める事由により本契約を解除した場合は、乙が納付した入札保証金を甲に帰属させるものとする。

(契約解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき

(2) 乙が要領で定める入札参加資格を偽る等、不正な行為により本契約を締結したことが判明したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項に基づき、甲が本契約を解除したことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲は一切その責任を負わない。

(損害賠償)

第13条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第14条 本契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 門真市中町 1 番 1 号
門真市
門真市長 宮本 一孝

乙

物件の表示

区分番号 財産名称

車名	
初度登録年月	
車台番号	
型式	
車体の形状	
乗車定員	
長さ×幅×高さ	
総排気量	
色	
自動車検査証有効期間の満了する日	

5 提出書類の様式・記入例

(様式1)

公有財産売却一般競争入札参加申込書

門真市長 様

令和 年 月 日

申込者	住 所		
	氏 名		(印) (印鑑登録印)
	ログイン ID		
	会員識別番号		
	電話番号		

門真市が売払いする下記物件を買い受けたいので、公有財産売却一般競争入札に参加を申し込みます。
なお、当該申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

件 名	令和7年度門真市第2回廃車済公用車売却		
区 分 番 号		入 札 保 証 金	円
財 産 名 称			
入札保証金納付方法	クレジットカード 銀行振込 市が交付した納付書		

※ 複数の物件について本申込みを行う場合、物件ごとに1部ずつ「公有財産売却一般競争入札参加申込書(様式1)」を提出してください。

※ 法人にあっては、住所・氏名欄に、主たる所在地、法人の名称及び代表者の役職・氏名を記載してください。

※ ログインIDとは、会員登録時に登録したメールアドレスです。

※ 会員識別番号とは、ログイン後、画面右上の「マイメニュー」で表示される12桁の英数字です。
(英小文字3桁+英大文字3桁+数字6桁)

※ 入札保証金納付方法欄には、
・ 売却物件が自動車・物品の場合は、「クレジットカード」にのみ「○(まる)」をご記入ください。
・ 売却物件が不動産の場合は「銀行振込」または「市が交付した納付書」のどちらかに「○(まる)」をご記入ください。

※ 自動車・物品の場合、入札終了後、未落札者のクレジットカードから入札保証金は引き落とされません。

令和 7 年度門真市第 2 回廃車済公用車売却

誓 約 書

私は、門真市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、門真市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、門真市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書 1 に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明した場合は、市が門真市暴力団排除条例及び門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が門真市暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（契約金額 500 万円未満のものは除く。ただし、市長が必要であると認めた場合は、契約金額を問わず誓約書を提出するよう求める場合があります。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書 1 に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明し、市から下請契約等の解除の指導又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

令和 年 月 日

門真市長 宮本 一孝 様

住所又は所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

氏名又は代表者名

⑨

(印鑑登録印)

生 年 月 日

年 月 日

記入例

複数の物件につき入札参加を希望する場合は、**物件ごとに1部ずつ**申込書を提出してください。

(様式1)

公有財産売却一般競争入札参加申込書

門真市長 様

提出日をご記入ください。

令和 年 月 日

申込者	住 所		
	氏 名	申込者について、住民票等に 記載された住所・氏名をご記 入ください。	(印) (印鑑登録印)
	ログイン ID		
	会員識別番号		
	電 話 番 号		

門真市が売払い
なお、当該申込

入札参加を希望する物件の区分番
号を、**1件のみ**ご記入ください。
【(1)または(2)】

一般競争
ないことを

納付済みの入札保
証金の金額をご記
入ください。

件	区分番号	入札保証金	円
財産名称			
入札保証金納付方法	クレジットカード	銀行振込	市が交付した納付書

※ 複数の物件についてお申し込みの場合は、物件ごとに1部ずつ「公有財産売却一般競争入札参加申込書(様式1)」を提出してください。

納付方法はクレ
ジットカードの
みとなります。

入札参加を希望する物件の財産名
称を、**1件のみ**ご記入ください。
【普通自動車・特種(1) または
普通自動車・特種(2)】

- ※ 法人にあつては、所在地、法人名称、代表者名、メールアドレスを記入してください。
- ※ ログインIDは、マイページで確認してください。
- ※ 会員識別番号は、マイページの「マイページ」で確認してください。(英小文字3桁+英大文字3桁+数字6桁)
- ※ 入札保証金納付方法欄には、
 - ・ 売却物件が自動車・物品の場合は、「クレジットカード」または「市が交付した納付書」を選択してください。
 - ・ 売却物件が不動産の場合は「銀行振込」または「市が交付した納付書」を選択してください。
- ※ 自動車・物品の場合、入札終了後、未落札者のクレジットカードから入札保証金は引き落とされません。

令和7年度門真市第2回廃車済公用車売却

誓約書

私は、門真市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、門真市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、門真市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明した場合は、市が門真市暴力団排除条例及び門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が門真市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（契約金額500万円未満のものは除く。ただし、市長が必要であると認めた場合は、契約金額を問わず誓約書を提出するよう求める場合があります。）から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を市に提出します。
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、又は市の調査により判明し、市から下請契約等の解除の指導又は二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

令和 年 月 日

門真市長 宮本 一孝 様

提出日をご記入ください。

住所又は所在地 門真市〇〇町〇〇番〇〇号

(フリガナ) ----- カブシカイシャ

商号又は名称 △△△株式会社

(フリガナ) ダイョウトリマリヤ カトマ イロハ

氏名又は代表者名 代表取締役 門真 一郎 ㊞

(印鑑登録印)

生 年 月 日 昭和〇〇年〇月〇〇日生

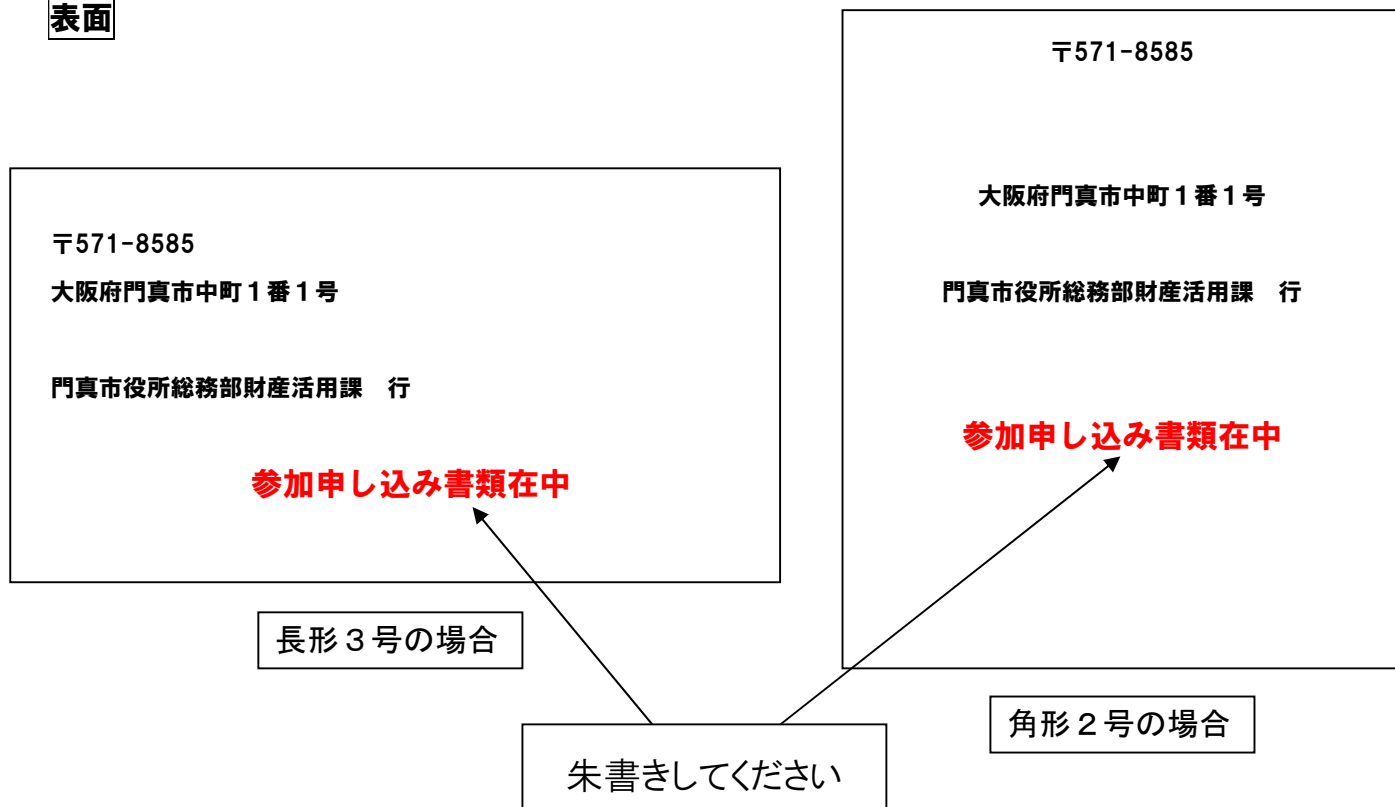
封筒の作成方法

別紙

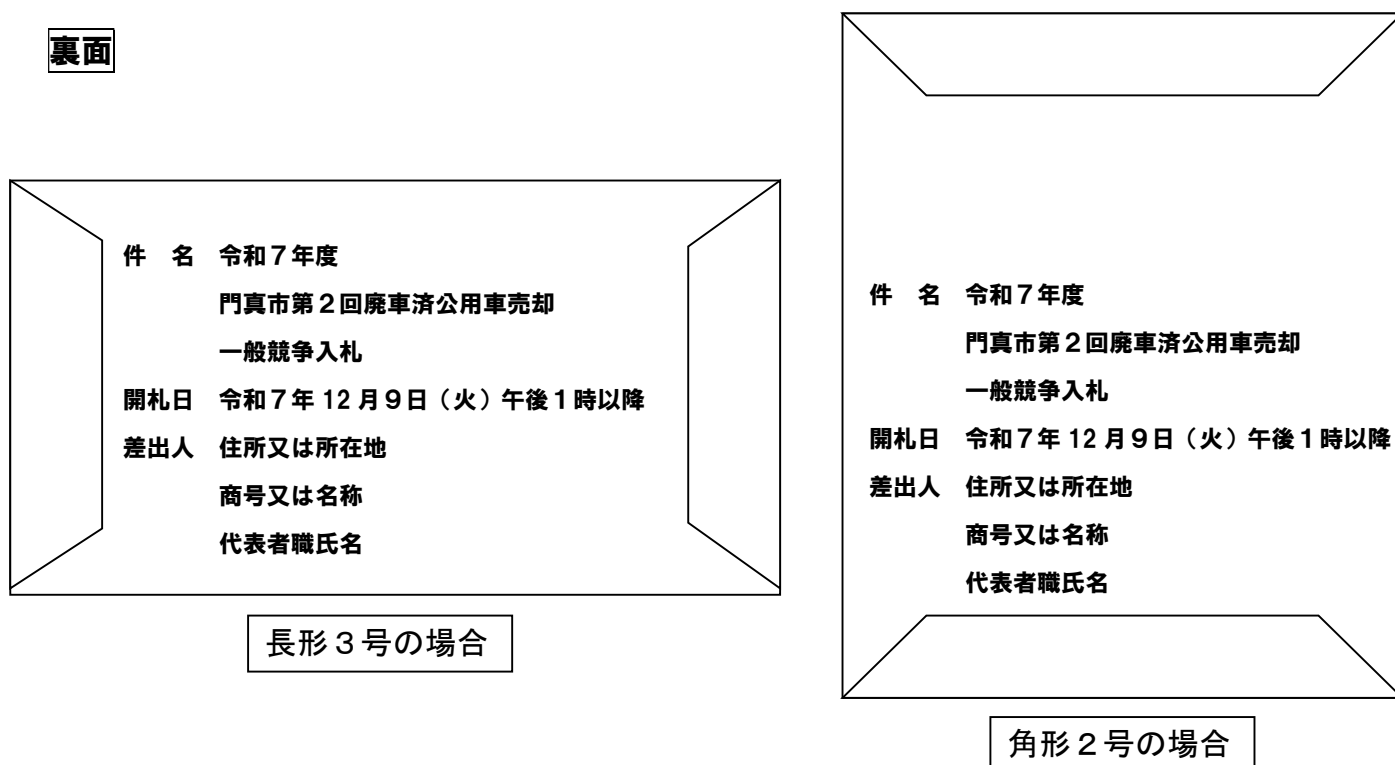
※参加申し込み書類の郵送用封筒の作成方法（長形3号又は角形2号）

長形3号(120×235 mm)又は角形2号(240×332mm)の封筒に入れてください。

表面



裏面



郵送前確認チェックシート

参加申し込み書類の確認

<共通>

○ 公有財産売却一般競争入札参加申込書（様式１）

☐ 物件ごとに各１通ずつ作成しましたか？

○ 誓約書（様式２）

○ 印鑑証明書

☐ 発行後３ヶ月以内のものを添付していますか？

<仮申し込み者が個人の場合のみ>

○ 仮申し込み者の住民票抄本（市町村で発行。コピーでも可）

☐ 発行後３ヶ月以内のものを添付していますか？

☐ 本籍地が記載されているものであって、マイナンバーの記載がないものになっていますか？

<仮申し込み者が法人の場合のみ>

○ 現在事項全部証明書（法務局で発行。コピーでも可）

☐ 発行後３ヶ月以内のものを添付していますか？

参加申し込み書類の封筒の確認

☐ 必要な提出書類（上記参照）を封入しましたか？

☐ 封筒は長形３号又は角形２号を使用し、別紙１で指定したとおり作成しましたか？

☐ 「入札参加資格書類在中」と朱書きしましたか？

☐ 差出人情報を記載しましたか？

参加申し込み書類の郵送方法の確認

☐ 一般書留郵便又は簡易書留郵便にて送付しましたか？

提出書類の不備により入札参加資格が付与できない場合があります。

郵送前に、もう一度確認してください！

【問い合わせ先】

門真市役所財産活用課

門真市中町 1 番 1 号

電話（直通） 06（6902） 5742（内線2226）

（大代表） 06（6902） 1231

FAX 06（6905） 3264

E-mail: som03@city.kadoma.osaka.jp